主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人堀内清寿の上告理由について。

商法には有限会社法三八条、四二条のような特別規定がないから、小数の近親者 および縁故者によつて構成されている株式会社にあつても、その株主総会を招集す るには商法二三二条に規定する手続によるべきこと、もとより当然である。 所論は 独自の見解であつて、採用の限りでない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	朔	郎
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾